

コミュニティカフェについて

コミュニティカフェは、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、多世代がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また福祉相談機能を兼ね備えたカフェとして、大淀町社会福祉協議会が主催する事業です。

賛助会員について

令和 5 年度末までは、大淀町元気な地域づくり推進協議会(美吉野園・すぎの子会・延明福祉会・仁風会・せせらぎ会・大淀町社会福祉協議会)で運営費を負担しておりましたが、令和 6 年度からは、コミュニティカフェ事業に賛同してご支援くださる個人や企業・団体等を対象に応援サポーターを募り、運営を継続していきたいと思います。

コミュニティカフェは皆さまの応援によって支えられます。どうかご協力お願い申し上 げます。

賛助会費

企業・団体会員 一口 5,000円

個人会員 一口 1,000円

※賛助会費は、コミュニティカフェ運営にかかる費用に使用させていただきます。

会員期間

入会は随時受け付けております。ただし、入会いただく時期に関わらず、会員期間は、 毎年4月から翌年3月までの1年間となりますのでご留意ください。

また、毎年3月頃に、更新のご案内をお送りいたします。

会員特典

特典 1 企業・団体名もしくは個人名の掲示

カフェ営業時、応援サポーター掲示板に企業・団体名もしくは個人名を掲示させていた だきます。

- 5,000 円で企業・団体名(約20cm×14cm: A4の半分)を掲示
 - ・企業・団体の掲示板は、カフェの外から見える位置になります。
- 1,000 円で個人名(約14cm×4cm: A4の8分の1)を掲示
 - ・個人の掲示板は、店内になります。

特典2 クーポン券の配布

コミュニティカフェで使える クーポン券 1 枚 200 円券を応援金の 40% (2000 円もしくは 400 円) を配布する。【10%は、こども・高齢者・障がいのある方のために、げんきチケットを購入させていただきます。】

ただし、クーポン券の使用は、商品 1 つにつき 1 枚までとし、一日につき 10 枚までとする。クーポン券の使用期限は、その年度の 3 月 31 日までとする。げんきチケットとの併用は、できない。

特典3 チラシを設置できる

企業・団体に限り、カフェ営業時間中のみ、チラシを置いていただくことができます。 ただし、各企業・団体につき 1 種類までとなります。

チラシの設置基準は、別紙に定めています。

お申込み方法

- 1. 賛助会員入会申込書を大淀町社会福祉協議会にご提出ください。 賛助会員規程(別紙)をお読みいただきご検討ください。
- 2. 入会の承認後、大淀町社会福祉協議会から、ご連絡いたしますので、大淀町社会福祉協議会へお越しください。
- 3. 受領証をお渡しします。

【お問合せ先】

大淀町社会福祉協議会

住 所: 奈良県吉野郡大淀町下渕 1223

郵便番号:638-0821

電話番号: 0747-52-1941 Fax 番号: 0747-54-2888

担当 石谷・西本

コミュニティカフェ応援サポーター制度の会員に関する規程 (賛助会員規程)

(目的)

第1条 この規程は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員(以下「賛助会員」という。)の入退会及び会費に関する事項を定める。

(運営)

第2条 コミュニティカフェサポーター制度に関する事務は、大淀町社会福祉 協議会(以下「社協」という。)が行う。

(賛助会員)

- 第3条 賛助会員はコミュニティカフェ事業の趣旨に賛同し、協賛する次の者からなる。
 - (1) 企業・団体会員
 - (2) 個人会員

(入会)

- 第4条 賛助会員となるためには、別紙に定める入会申込書を社協に提出しなければならない。
- 2 反社会的勢力に属する個人又は企業・団体は、コミュニティカフェ応援サポーター制度における会員(賛助会員)になることはできない。

(賛助会費)

- 第5条 年会費は次の各号のとおりとする。
- (1) 企業・団体会員 1口 5,000円
- (2) 個人会員 1口 1,000円

(特典)

- 第6条 企業・団体会員の特典は次の各号のとおりとする。
 - (1) カフェ営業時、会員の企業・団体名の掲示(約20cm×14cm)を行う。
 - (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。
 - (3) カフェ開催時にチラシの設置ができる。
- 2 個人会員の特典は次の各号のとおりとする。
- (1) カフェ営業時、会員の個人名の掲示(約14cm×4cm)を行う。
- (2) カフェで使用できるクーポン券を配布する。

(賛助会費の使途)

第7条 賛助会費は、コミュニティカフェの運営にかかる費用に充てるものと する。

(更新)

第8条 賛助会員の年度は、毎年4月より翌年3月までの1年間とし、毎年3月頃に更新の案内を行う。

(退会)

第9条 退会は、会員の届出により社協が承認する。ただし、年会費の返金は行わないものとする。

(会員資格の取消)

- 第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものと する。また、年会費の返金は行わないものとする。
 - (1) この会則に違反した場合
 - (2) その他会員として不適当であると社協が認める場合

第11条 この規程に定めるもののほか、コミュニティカフェ応援サポーター制度に関して必要な事項は、社協が別に定める。

附則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。